

【課税標準の特例を受ける償却資産】

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例により固定資産税が軽減されます。対象資産をお持ちの方は種類別明細書の摘要欄に根拠規定を記入するとともに、各機関への届出書の写しまたは許可書の写しを添付し提出してください。

【課税標準の特例の対象となる償却資産の例】

根拠規定		特例対象資産	特例率	取得時期	添付書類
条	項 号				
法附則第15条	第25項 第1号イ	太陽光発電設備 (千kw未満)	2/3	R2.4.1～ R8.3.31	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
	第25項 第3号イ	太陽光発電設備 (千kw以上)	3/4		
法附則第15条 旧第44項		中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備	【賃上げ表明なし】 1/2 (最初の3年間)	R5.4.1～ R7.3.31	先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し 工業会等による仕様等証明書の写し ※リース会社が申告する場合は「リース契約書の写し」と、「公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し」が必要です。
			【賃上げ表明あり】 (1.5%以上) 1/3 (最初の4年間)	R6.4.1～ R7.3.31	
法附則第15条 第43項		【賃上げ表明あり】 (1.5%以上) 1/2 (最初の3年間)	R7.4.1～ R9.3.31		
		【賃上げ表明あり】 (3%以上) 1/4 (最初の5年間)			
(注) 「法」・・・地方税法					

先端設備導入計画の申請等は、富士河口湖町観光課商工係までお問い合わせください。